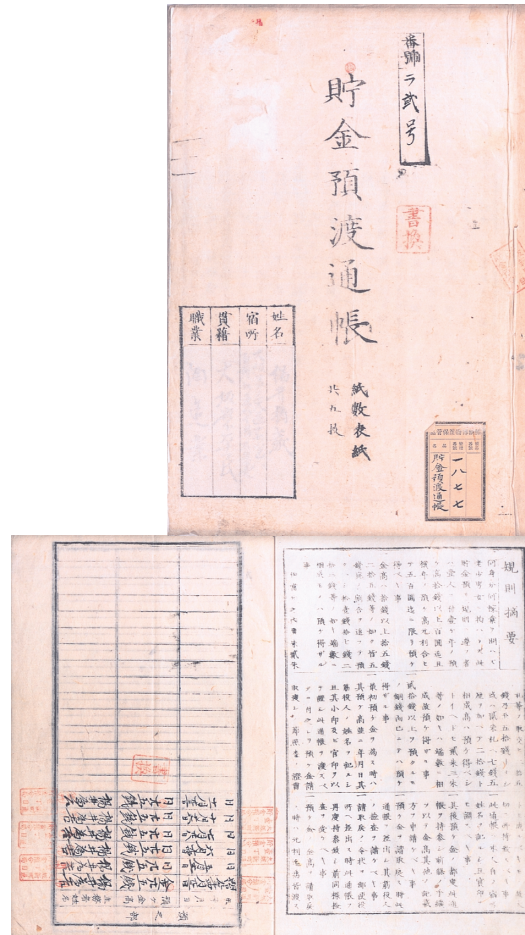


創業期の貯金通帳



明治8年5月2日より東京の12局と横浜の1局で郵便貯金の取扱いが開始されました。この制度は同年1月に開始された郵便為替と同様に、前島密が英国出張中に得た知識を生かして創設されたものです。

当時は、まだ宵越しの金は持たぬといった風潮が残っている頃であり、そのため貯蓄を奨励するための周知活動を行わなければなりませんでした。

最初の広告と言える貯金創業時の公告は「人民をしてよく節儉の風を興し、余金あればこれを貯蓄し、其の健時壮時に在りて凍餒（凍え飢える）の難を防ぎ」といった内容になっています。前島密は自ら筆をとり「貯金預法論告の大意」「貯金預所要旨」等の周知・啓蒙文書を作ってその必要性、有利性を宣伝しました。

創業時には単に「貯金」と呼ばれ、この写真のように貯金通帳には「貯金預渡通帳」と表記されていました。「郵便貯金」という言葉が現れるのは明治20年からで、「郵便貯金通帳」の名称の使用は明治22年刊行の通帳が最初かと思われます。